

# 越前市友好都市親善事業に係わる助成金細則

(目的)

第1条 本細則は越前市友好都市推進協議会(以下協議会という。)に所属する会員団体が、友好親善事業を実施する場合の助成金支給について定めることを目的とする。

(支給条件)

第2条 助成金の支給対象は、越前市友好都市推進協議会会則第4条に定める都市との交流事業に限るものとする。

2 助成金の支給は、以下の場合に行う。

(1) 会員団体が、友好親善を目的として前項に定める都市訪問を行い、かつ訪問地において関係団体と懇談または合同事業を行う場合。

(2) 前項に定める都市より会員団体の事業として関係団体が来訪し、懇談又は合同事業を行う場合。

但し、助成金の支給は、本項各号同一年度内一回限りとする。

(支給額)

第3条 助成金の支給は以下の通りとする。

(1)前条第2項第1号の場合

①会則第4条(1)の場合

訪問参加者1人当たり2,000円とし、20,000円を限度とする。

②会則第4条(2)(3)の場合

訪問者1人当たり1,500円とし、15,000円を限度とする。

(2)前条第2項第2号の場合

①会則第4条(1)の場合

訪問参加者1人当たり1,500円とし、15,000円を限度とする。

②会則第4条(2)(3)の場合

訪問者1人当たり1,000円とし、10,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の支給を求める会員団体は、別様式1・2に従って各協議会に申し込まなければならない。

(その他)

第5条 本細則に定めるものの他、必要な事項は会長がこれを定める。

附則

この細則は平成元年7月1日から実施する。

尚、平成17年7月5日に支給額上限額を変更した。

平成17年10月1日に市名変更により武生市から越前市へ

平成23年5月30日に助成対象都市の追加をした。

平成25年5月31日に助成対象都市の追加と支給額上限を変更した。